

令和3年7月
東京都地域福祉支援計画策定委員会 第一回会議

地域における包括的支援体制の整備について (第一期計画策定時以降の国等の動きを踏まえて)



室田信一
東京都立大学

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大 ENHANCED BY Google 検索

地域共生社会とは 取組事例 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯 重層的支援体制整備事業について 他分野との連携 関係規定 研修資料等

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

- 多様性の尊重
- 気にかける関係性
- 活躍の場づくり
- 安心感のある暮らし
- 働き手の創出
- 地域資源の有効活用
- 就労や社会参加の機会の提供
- 民間企業による生活支援への参入

ひとり一人の暮らし

誰もが役割を持てる地域共生社会

様々な社会・経済活動

農林漁業 環境 商工業 交通等...

- 2020年の法改正までの流れ
- 2020年の法改正のポイント
- 都に期待される役割

- 2020年の法改正までの流れ
- 2020年の法改正のポイント
- 都に期待される役割

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。

- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。

<最終とりまとめで示された方向性>

- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**

I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）

世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）

等

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
 - ・ 介護保険制度の地域支援事業
 - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
 - ・ 健康増進事業
 - ・ その他の国庫補助事業
 - ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

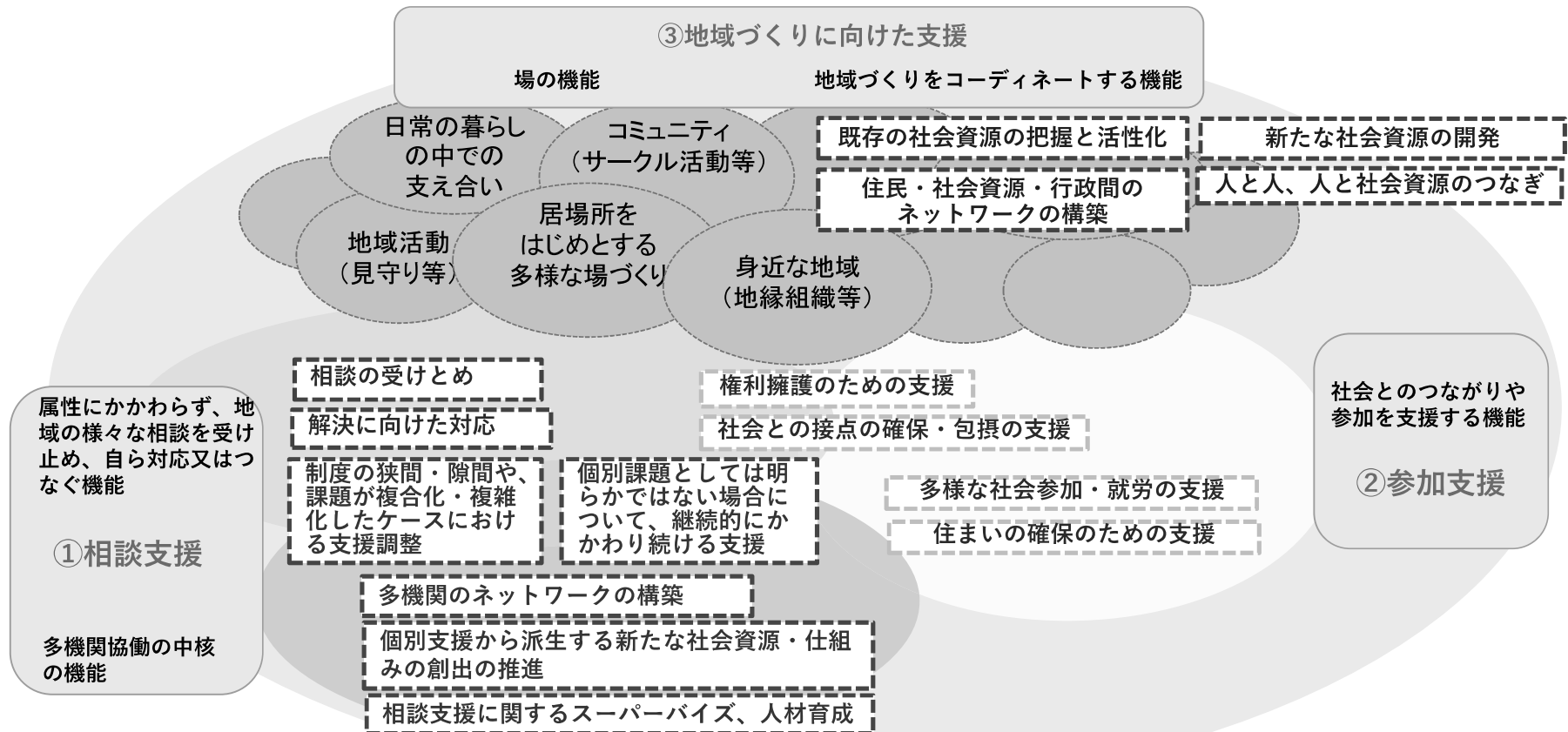
相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査</u>を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

- 2020年の法改正までの流れ
- 2020年の法改正のポイント
- 都に期待される役割

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



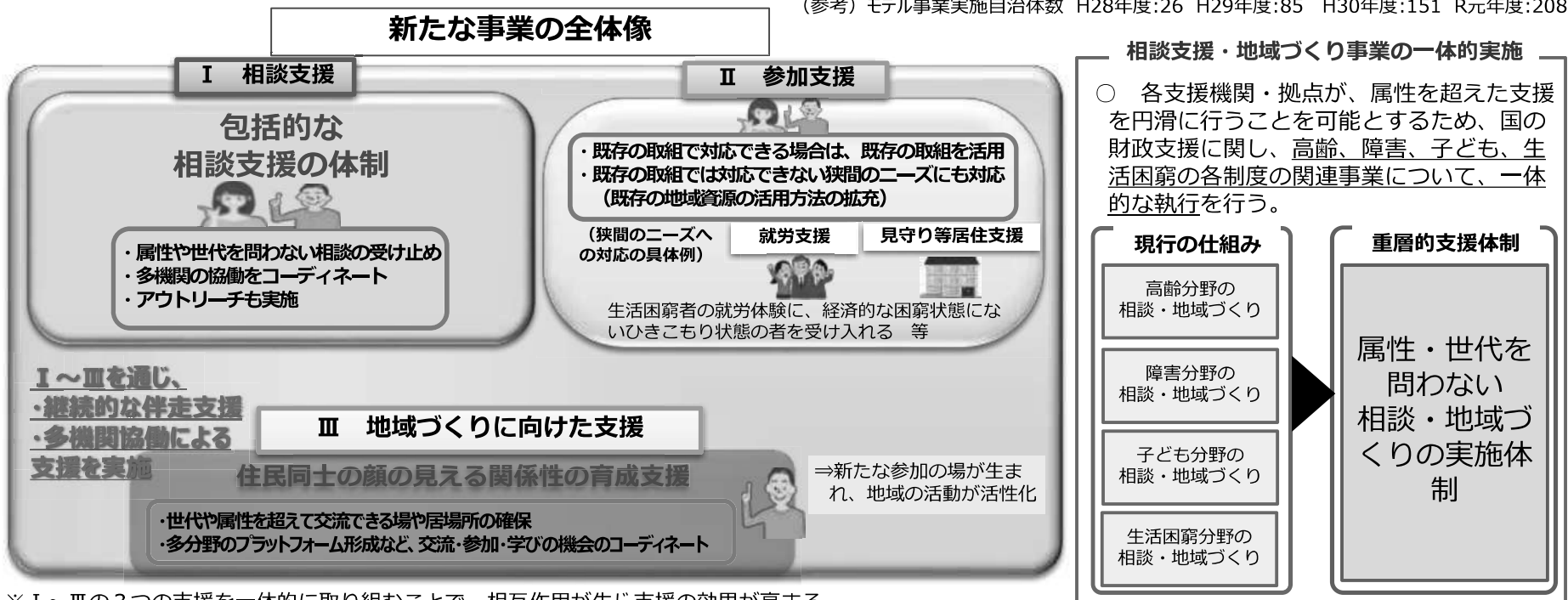
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

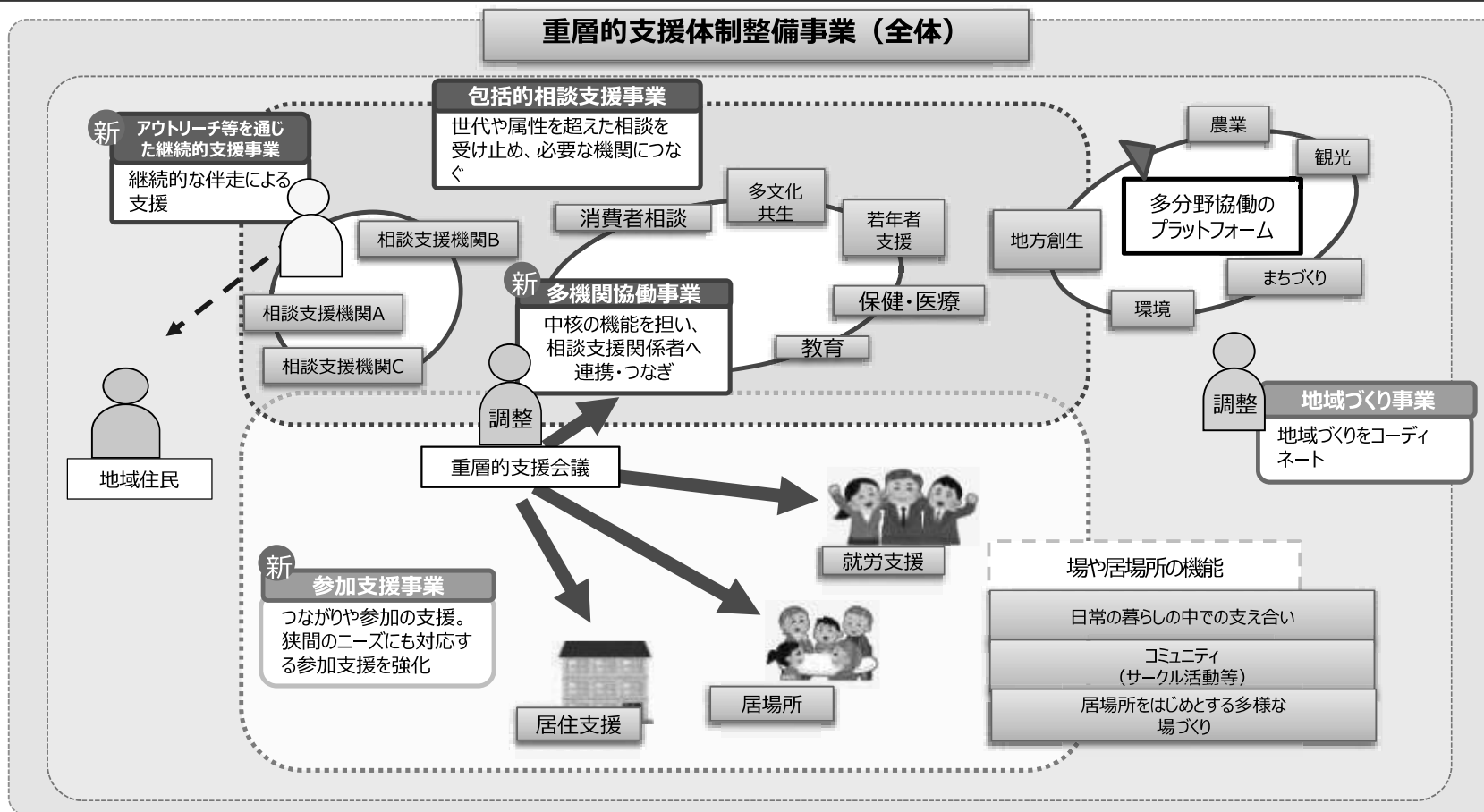
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

※うち令和2年度モデル事業

実施 32自治体

未実施 10自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市
	旭川市		館林市		三條市		桑名市		倉吉市		長崎市
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市
青森県	平内町	埼玉県	みなかみ町	富山県	関川村	滋賀県	亀山市	島根県	湯梨浜町	熊本県	佐々町
	今別町		玉村町		富山市		大津市		琴浦町		熊本市
	蓬田村		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市
	外ヶ浜町		狭山市		金沢市		近江八幡市		岡山市		菊池市
	鯉ヶ沢町		草加市		輪島市		栗東市		総社市		宇城市
	西目屋村		越谷市		白山市		甲賀市		美作市		合志市
	藤崎町		和光市		能美市		野洲市		西粟倉村		大津町
	大鰐町		日高市		野々市市		高島市		広島市		菊陽町
	田舎館村		ふじみ野市		越前市		東近江市		呉市		御船町
	板柳町		川島町		美浜町		竜王町		竹原市		益城町
岩手県	盛岡市	千葉県	木更津市	山梨県	甲州市	京都府	亀岡市	広島県	尾道市	大分県	中津市
	岩泉町		八千代市		長野市		京田辺市		大竹市		竹田市
宮城県	仙台市	東京都	君津市	長野県	伊那市	大阪府	精華町	山口県	東広島市	宮崎県	杵築市
	涌谷町		浦安市		下諏訪町		堺市		下関市		九重町
秋田県	能代市	東京都	墨田区	岐阜県	富士見町	兵庫県	茨木市	徳島県	宇部市	鹿児島県	延岡市
	湯沢市		目黒区		原村		八尾市		長門市		日向市
	鹿角市		中野区		朝日村		寝屋川市		美祢市		三股町
	由利本荘市		杉並区		飯綱町		高石市		徳島市		都農町
	井川町		豊島区		岐阜市		阪南市		小松島市		美郷町
	大瀧村		江戸川区		大垣市		熊取町		宇多津町		高千穂町
山形県	山形市	東京都	立川市	静岡県	関市	奈良県	太子町	香川県	伊予市	鹿児島県	鹿屋市
	天童市		三鷹市		恵那市		姫路市		四国中央市		中種子町
福島県	福島市	東京都	青梅市	静岡県	美濃加茂市	兵庫県	明石市	愛媛県	愛南町	高知県	宇検村
	須賀川市		府中市		神戸町		芦屋市		高知市		瀬戸内町
	川俣町		調布市		静岡市		伊丹市		四万十市		和泊町
茨城県	古河市	東京都	小金井市	静岡県	熱海市	奈良県	宝塚市	高知県	奈半利町	沖縄県	読谷村
	東海村		小平市		伊豆市		川西市		本山町		
栃木県	栃木市	神奈川県	国立市	愛知県	伊豆市	和歌山県	加東市	福岡県	いの町	福岡県	※243自治体
	小山市		国分寺市		函南町		たつの市		中土佐町		※うち令和2年度モデル事業実施
	那須塩原市		狛江市		小山町		桜井市		黒潮町		実施 172自治体
	さくら市		多摩市		名古屋市		三郷町		福岡市		未実施 71自治体
	那須烏山市		西東京市		豊橋市		田原本町		大牟田市		※令和2年度モデル事業実施
	市貝町		横浜市		半田市		王寺町		八女市		279自治体
	壬生町		平塚市		豊川市		吉野町		小都市		うち市区町村 252自治体
	野木町		鎌倉市		稲沢市		大淀町		古賀市		うち都道府県 27自治体
	高根沢町		藤沢市		知多市		川上村		うきは市		
	那珂川町		小田原市		みよし市		橋本市		糸島市		
	茅ヶ崎市	阿久比町	有田市	岡垣町							
	秦野市	東浦町		大刀洗町							
		武豊町		大木町							
				苅田町							

重層的支援体制整備事業に係る
自治体事務マニュアル

令和3年3月31日

第4 事業実施に向けた市町村における体制構築

1 事業実施に向けたプロセス

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものであり、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業のもとの体制構築の方針や、体制構築を進める際の具体的な工程などについて、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要であり、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。

また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の構築を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該見直しに当たっては、重層的事業実施計画の見直しと併せて実施し、「見える化」を図ることも効果的である。

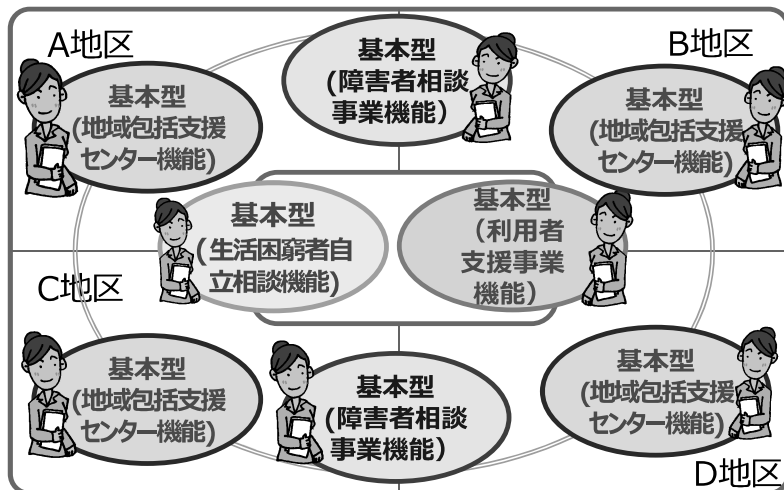
体制構築については、全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、関係者が意見交換を進め、納得しながら取組を進めることが重要である。

また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

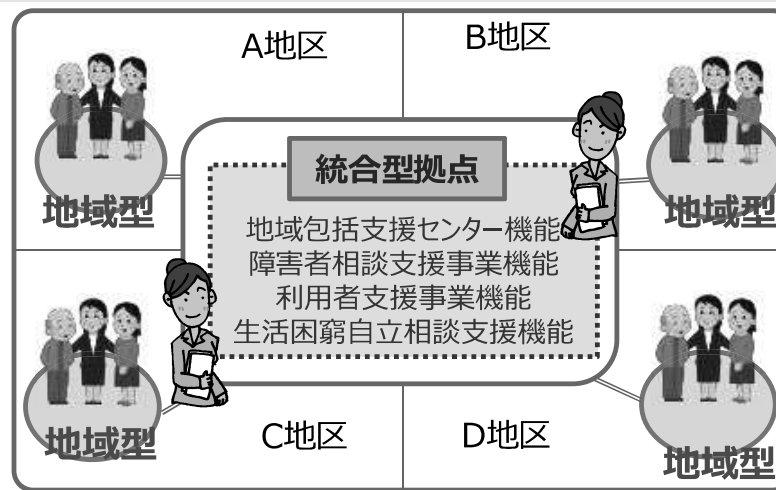
2 実施体制

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

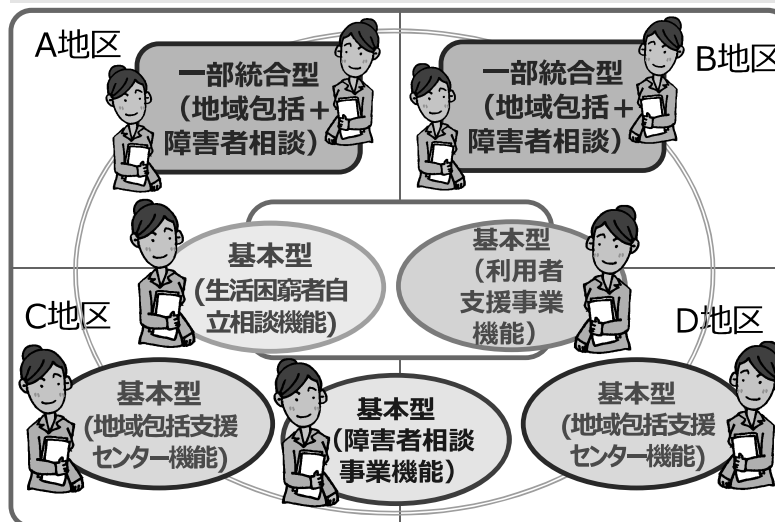
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

3 重層事業実施計画の策定

(1) 地域福祉計画等との関係性

重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層事業実施計画を策定するよう努めることとされている。

地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第 107 条第 1 項第 1 号)

重層事業実施計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合していることが必要である。

※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的な事項について調和が保たれている必要がある。

(2) 重層事業実施計画の策定

① 策定体制・過程

ア 市町村行政内部の計画策定体制

重層事業実施計画は、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害福祉、子ども子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化し実施する事業であることから、市町村地域福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村子ども・子育て支援事業計画その他の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図る必要がある。(法第106条の5第3項)

このため、市町村行政全体での認識の共有と取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した重層的支援体制整備事業の整備のあり方及びその計画策定のための検討会を開催したり、部局を横断した職員による重層事業実施計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げるなどの協議体の構築が求められる。

当該協議体のメンバーとしては、重層的支援体制整備事業を所管する課の職員、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮支援の重層的支援体制整備事業に包含される既存事業を所管する課の職員、重層的支援体制整備事業交付金の予算や執行を管理する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員(例 若者支援、ひとり親支援、まちづくり、地方創生など)、分野横断の政策のとりまとめ課(例 総務企画課)などが考えられる。

イ 地域全体の関係者での計画策定体制

さらに、重層的支援体制整備事業の実施による包括的な支援体制の整備や、地域の重層的なセーフティネットの構築を進めていくためには、市町村行政内部のみならず、地域の関係者全体による地域共生社会に対する理解や意識の醸成や、地域共生社会の実現に向けた取組への主体的な参画・協働の場づくりが重要である。したがって、重層事業実施計画の記載事項の中でも、特に「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針」や「重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標」など、中長期の事業構想や地域の姿を視野に入れた幅の広い議論が求められる項目については、地域住民・地域の支援関係機関・支援団体・市町村職員などをメンバーとする協議体の設置に努める必要がある。

また、重層的支援体制整備事業を活用して包括的な支援体制の整備を推進していくために、その推進に係る内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。

ウ 計画策定体制の留意点

市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、重層事業実施計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが期待される。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業を実施し、その評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

以上を踏まえ、重層事業実施計画の策定は努力義務とされているものの、策定ガイドラインの内容も踏まえ、できる限り策定することが望ましい。

② 地域福祉計画等との調整

重層的支援体制整備事業は、法第 106 条の 3 に規定されている市町村の努力義務を具体化するものとして位置付けられていることから、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを含む「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」（令和 3 年 3 月 31 日付子発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 16 号、障発 0331 第 10 号、老発 0331 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に記載されている地域共生社会の理念部分については、重層的支援体制整備事業の前提となるものである。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、法第 106 条の 3 の努力義務を果すとともに、それをより積極に進める市町村であると位置付けることができる。

以上を踏まえると、この重層事業実施計画は、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な事項に特化した内容とする。

なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

4 支援会議・重層的支援会議

(1) 支援会議

① 目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となるが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合がある。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もある。

このため、法第106条の6の規定に基づき、市町村において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を設置することができることとした。

(2) 重層的支援会議

① 目的

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められる。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はないが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできる。

▪ プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む。）について、市町村や支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

▪ プラン終結時等の評価

多機関協働事業のプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む。）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。

▪ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することは困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、地域の諸課題と社会資源の開発については別途協議の場を設ける等の対応をすることも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

5 連携体制の構築

- (1) 介護・障害・子ども・困窮分野の連携の構築
- (2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係
- (3) 他分野との連携

6 委託先の選定

- 2020年の法改正までの流れ
- 2020年の法改正のポイント
- 都に期待される役割**

都道府県による市町村への後方支援について

- 今回、社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び都道府県の責務（社会福祉法第6条第3項）として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨を規定したところ。

【参考】社会福祉法 改正案 ※改正後

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 具体的には、**都道府県による市町村への後方支援**として、
 - ・市町村本庁内連携促進のための支援（市町村の関係部局横断的な説明会の実施など）
 - ・市町村間の交流・ネットワーク構築支援（情報共有の場づくり）
 - ・重層的支援体制整備事業の周知・広報
 - ・各市町村、各支援員を対象にした研修（重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的としたもの、市町村職員・支援員の資質向上を目的としたもの、ケース検討等）の実施
 - ・市町村の包括的な支援体制構築のための実態調査、先駆的取組の情報収集・発信などが考えられる。
- なお、国において、来年度予算として「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」を要求中であり、市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、**都道府県が行う各種取組に必要な経費を補助できるよう予算編成過程において調整**していく。

第5 人材育成等

1 都道府県の役割

法第6条第2項に基づき、都道府県は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮することが求められる。

具体的には、都道府県は、地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体として、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。

こうした広域的な連携を要する施策については、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間や支援関係機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たしていくことも期待される。

また、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

具体的には、管内の市町村の実態の把握や地域分析を行った上で、重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援の広域実施や他の事業との一体的な実施などに向けた支援、市町村域を越えた新たな事業の委託先の開拓とその共有等を行うことが求められる。

さらに、包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催、管内の市町村における先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組、管内の市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等の地域共生社会の実現に向けた機運の醸成の取組にも積極的に取り組んでいただきたい。

都道府県がこうした役割を果たすに当たっては、各市町村が直面している状況が多様であるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた歩みも一様でないことを理解し、管内市町村との議論を踏まえ、重層的支援体制整備事業が未実施の市町村も含め、市町村が必要としている支援を柔軟に構築し展開していくことが重要である。

重層的支援体制整備事業等に関する 質疑応答集

令和3年3月31日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

3. 都道府県の後方支援

問3 都道府県が重層的支援体制整備事業を実施できるか。また、モデル事業では都道府県事業が含まれていたが、新たな交付金に移行する場合、都道府県が取り組む事業はあるか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業の実施主体は市町村であり、都道府県は実施できない。

- この新たな交付金とは別に、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助する「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」を新たに令和3年度予算に計上した。

- 具体的には、市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助する予定である。また、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

- なお、令和3年度における本事業に要する地方負担分については普通交付税措置が行われる予定である。